

2025年4月1日より

入院時食事療養費の負担額が変更となります

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
70歳未満の方	70歳以上の方		
区分ア	現役並 III	1食 490円	1食 510円
区分イ	現役並 II		
区分ウ	現役並 I		
区分エ	一般		
区分オ	低所得 II	1食 230円	1食 240円
	低所得 I	1食 110円	1食 110円

※指定難病の対象の方は1食280円から300円へ変更となります。

厚生労働省告示の改正に伴い、全国医療機関共通の変更となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

茨城リハビリテーション病院 病院長